平成２４年（フ）第９６０号
堺市中区八田西町２丁７番32号
債務者　上石　礼治
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９６５号
堺市中区宮園町８番１―102号
債務者　山下憲治こと　金　　憲治
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７０号
大阪府松原市岡５丁目７番29号
債務者　沢井　満代
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９１号
堺市中区深井中町983番地23
債務者　押川　美尚
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９４号
堺市堺区新在家町東３丁２番２号
債務者　デザインワークモノリスこと　渡部　雅己
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
青森県弘前市大字城東５丁目７番地７　シングルハウス208号
債務者　野宮　花枝
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４６５号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島1633番地４　サンライフＫ102
債務者　太田　健二
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５０８号
神奈川県厚木市妻田北１丁目11番23―103号
債務者　中倉　康晴
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６０号
新潟市中央区幸町10番12号、前住所新潟市東区大形本町２丁目２番45号
債務者　小林　幹子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０号
新潟県上越市五智新町１―23、住民票上の住所新潟県上越市西本町２丁目５番27号
債務者　梅澤　正春
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第５７号
新潟県上越市東城町２丁目８番47号、前住所神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤２丁目１番47号　キャッスルミユキ８―205
債務者　江島　孝哉
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第６０号
新潟県妙高市大字吉木新田38番地
債務者　深石　和栄
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第６６号
新潟県上越市鴨島１丁目10番11号
債務者　小林　　修
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第８１号
新潟県上越市幸町11番４号、前住所新潟県妙高市大字大原新田650番地１
債務者　安川　弘志
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２２号
新潟県佐渡市小倉甲909番地
債務者　中尾　紀貴
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第１０５号
岐阜県瑞浪市下沖町１丁目７番地　ＲＥ―和合205号、住民票上の住所岐阜県瑞浪市一色町１丁目50番地の１
債務者　新山あさみ（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３１８号
愛知県犬山市大字羽黒字東畑66番地１コスモハイツ蟬屋202
債務者　森藤　勇治
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２５２号
香川県高松市藤塚町１丁目６番８―404号　第２松熊ビル505
債務者　飯原　正敏
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係